

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	法人住民税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

行橋市は、法人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

行橋市長

公表日

令和7年4月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	法人住民税に関する事務
②事務の概要	行橋市では、地方税法に基づき、市内に事務所や事業所などがある法人等に対して法人市民税を課税している。税額は法人の所得の有無にかかわらず負担する均等割と、所得に応じて負担する法人税割がある。具体的には、 ①それぞれの法人が定める事業年度の終了にあわせて申告書・納付書を送付 ②それぞれの法人で記入された申告書を受け取り、申告書台帳へ登録 ③金融機関等窓口での支払い又はeLTAX電子納付により徴収
③システムの名称	Acrocity法人住民税システム、団体内統合宛名システム、 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
法人住民税賦課ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 番号法別表24項並びに地方税法等
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	1 情報提供 ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号 ・番号法別表24項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第31条の2 2 情報照会 ・番号法第19条第8号 ・番号法別表の24の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	行橋市 市民部 税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	行橋市 市民部 税務課市民税係 福岡県行橋市中央一丁目1番1号 0930-25-1111 内線1131

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	行橋市 市民部 税務課市民税係 福岡県行橋市中央一丁目1番1号 0930-25-1111 内線1131
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月27日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月27日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報に関する取扱いについて、定期的に啓発を行い、全庁的な研修などを通して意識付けを行っている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報に関する取扱いについて、定期的に啓発を行い、全庁的な研修などを通して意識付けを行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更後の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月10日	5. 評価実施機関における担当部署	税務課長 池永 正行	税務課長	事前	
令和3年6月10日	6. 情報提供ネットワークシステムによる情報提供	1. 情報提供 ・番号法第19条(特定個人情報提供の制限)第7号 ・番号法別表第二 123.4.6.8.9.11.16.18.23.26.27.28.29.31.34.35.37.39.40.42.46.54.57.58.59.61.62.63.64.65. 66.67.70.71.74.80.84.87.91.92.94.97.101.102.103.106.107.108.113.114.115.116.117.120.205 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報が定める命令(平成26年附則 総務省令第7号) 2. 情報提供 ・番号法第19条第7項 ・番号法別表第二の27の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報が定める命令(平成26年附則 総務省令第7号)	1. 情報提供 ・番号法第19条(特定個人情報提供の制限)第8号 ・番号法別表第二 123.4.6.8.9.11.16.18.23.26.27.28.29.31.34.35.37.39.40.42.46.54.57.58.59.61.62.63.64.65. 66.67.70.71.74.80.84.87.91.92.94.97.101.102.103.106.107.108.113.114.115.116.117.120.205 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報が定める命令(平成26年附則 総務省令第7号) 2. 情報提供 ・番号法第19条第8号 ・番号法別表第二の24項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報が定める命令(平成26年附則 総務省令第7号)	事前	番号法の改正によるずれの修正
令和3年6月28日	6. 情報提供ネットワークシステムによる情報提供	1. 情報提供 ・番号法第19条(特定個人情報提供の制限)第8号 ・番号法別表第二 123.4.6.8.9.11.16.18.23.26.27.28.29.31.34.35.37.39.40.42.46.54.57.58.59.61.62.63.64.65. 66.67.70.71.74.80.84.87.91.92.94.97.101.102.103.106.107.108.113.114.115.116.117.120.205 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報が定める命令(平成26年附則 総務省令第7号) 2. 情報提供 ・番号法第19条第8号 ・番号法別表第二の27の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報が定める命令(平成26年附則 総務省令第7号)	1. 情報提供 ・番号法第19条(特定個人情報提供の制限)第8号 ・番号法別表第二 123.4.6.8.9.11.16.18.23.26.27.28.29.31.34.35.37.39.40.42.46.54.57.58.59.61.62.63.64.65. 66.67.70.71.74.80.84.87.91.92.94.97.101.102.103.106.107.108.113.114.115.116.117.120.205 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報が定める命令(平成26年附則 総務省令第7号) 2. 情報提供 ・番号法第19条第8号 ・番号法別表第二の24項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報が定める命令(平成26年附則 総務省令第7号)	事前	標準化に係る訂正による見直し
令和3年6月28日	7. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律およびこれらの施行規則に基づき条例による法人住民税に関する業務 市内に事務所若しくは事業所を有する法人又は市内に支店、宿泊所、クラブその他これらに関する施設を有する法人で当該市内に事務所又は事業所を有しないものに市民税を課税し、及び徴収し、並びに法人の申請により市民税の減免を行行事務 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第97号、以下「番号法」という。)の規定に反し、特定個人情報に係る以下の事務を実施する。 ①法人住民税に係る税額の決定又は更正、納税通知書の送達及びその徴収 ②法人住民税の減免 ③それぞれの法人で記入された設立届等で法人基本台帳へ登録、申告書に基づき法人	行城市では、地方税法に基づき、市内に事務所や事業所などがある法人に対しては法人市民税を課税している。税額は法人の所有する地にかかわらず負担する均等割と、所得に応じ「負担する法人の人数」と、負担額には、①それぞれの法人が定める事業年度末の終了において申告書・納付書を送付 ②それぞれの法人で記入された申告書を受け取り、申告書台帳へ登録 ③金融機関窓口での支払い又はeTAX電帳簿により行う	事前	標準化に係る訂正による見直し
令和3年6月28日	6. 情報提供ネットワークシステムによる情報提供	情報提供を実施しない。	情報提供を実施する。	事前	標準化に係る訂正による見直し
令和3年6月28日	3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一の第16の項並びに地方税法第	番号法第9条第1項 番号法別表の4項並びに地方税法第	事前	標準化に係る訂正による見直し